

上野国府とその付近の東山道、

および群馬、佐位駅家について

金 坂 清 則

一 はじめに

上野国は上毛野国造の一國が踏襲されたものである。また六世紀前半から七世紀後半頃(1)に上毛野と下毛野に分裂する以前の毛野は、東國の古墳文化の中心、先進地域であり(2)、幾内から独立した地域を形成していた(3)。このような毛野が上野と下野になっていく過程には、日本の古代国家成立について考えるうえで多くの問題が含まれている。従って、従来このようなことをめぐって、種々の観点から多くのすぐれた研究が蓄積されてきた(4)。しかるに、尾崎喜左雄の郡家所在地比定の研究(5)や、足利健亮・竹内理三らの郡衙の構造に関する研究(6)を別とすれば、国府や駅家や官道、更にはこれらの地域的体系の復原といった、極めて歴史地理学的なテーマについての研究は遅れている。国府については後述のごとくであり、駅家については、近世の『上野名跡考』(7)や、『日本地理志料』(8)・『大日本地名辞書』(9)・『駅路通』(10)などの全国を対象としたものや、これらをもとに若干の考証を加えた『上代歴史地理新考』(11)などによる文献的な考察の段階からほとんど進んでおらず、官道については一層未解明である

(12) 筆者はさしあたり駅家と官道の復原を試みるものであるが、『延喜式』所載の五駅と上野国における東山道の全コースに関する考察は別稿(13)に譲り、本稿では野後・群馬・佐位の三つの駅家間の東山道と、群馬・佐位の二つの駅家の位置、およびこれらとの関連についての国府の復原を中心とし、そのための方法・資料、そして『和名抄』の郷と『延喜式』所載駅家との関係について若干考察する。

二 駅家と官道の復原の方法および資料

駅家はほとんど全く遺構として残らないので、官都や国府の場合のように考古学的方法や成果に余り期待できず、既に藤岡謙二郎がその大著で示したような歴史地理学的方法が有効である(14)。すなわち古文獻、地籍図にみる地割と小字名、考古学的遺跡を、古代景観の復原という立場で利用し、大縮尺の地形図や空中写真、現地調査によって微地形を考慮し、駅間距離や種々の遺跡の位置関係を検討する必要がある。古代の官道もまた、例えばローマンロードのように遺構として残り難いために、その正確な比定が非常に困難であり、駅家推定地についての考察に比べると一般に軽く、低い精度で考察されてきたようである。しかし、右の事情を考慮してもなお、駅家のより一層正確な比定を行なうためにも、道自体の比定をも積極的に行なう必要があると考えられる。

このような意味において、「古代の官道は計画的にルート設定がおこなわれ、それ故に官道が平野を通過する部分にあっては、多くのばあいその道筋は『直線』であったと考えている」(15)足利健亮の一連の研究(16)は、極めてすぐれた着想と、実証方法において高く評価されねばならない。いま仮に計画をうんぬんせずとも、道路がある両地点を結ぶ際に、地形的適合を示す限りにおいて最短路をとることは自然であり、しかも実際には、古代官道は律令制的な

画一性と計画性のもとに設定されたものである故に、なおさら足利説には耳を傾けねばならぬ。そしてその際、同じく計画的な土地に刻まれたプランである条里地割、地形的条件、また駅家と国府・郡家・寺院・古墳などの位置関係が特に考慮されねばならない。

ところで、群馬県については、明治十四年の『小字名調書』⁽¹⁷⁾が残っている。このすぐれた資料によって、例えば他国での官道の推定に今までよく利用されてきた大道という小字は、上野国では多く存在し、しかもそれらは東山道や近世の街道と関係ない所に多く分布することや、野後^{のじり}駅家の比定の根拠になる下野尻郷のあること、また尾崎⁽¹⁸⁾が郡家推定の根拠とした御門(ミカド)地名が御門・三角として所載されていることなどを知りえたが、とくに、同資料から検出される東道上・東道下・東通・東上・東下・東・直路という小字が注目されねばならない。そこで、以下これについて若干考察しておく。

東山道^{とうざんどう}はまた東ノヤマノ道(日本書紀)とか東ノ道(西宮紀)ともよばれ、東国^{さい、あきのくに}即ちアヅマ(マノクニ)への道であった。かつて喜田貞吉は、「足柄・碓氷以东(は)……是れ即ち古への東国^{さい、あきのくに}即ちアヅマである。其の以西、即ち京畿よりアヅマに達するの途中は所謂東路^{あづまじ}であつて、アヅマではない」と指摘した⁽¹⁹⁾。

東路^{あづまじ}(道^{みち})という言葉が何時までさかのぼるかを調べてみると、鎌倉時代の『夫木和歌抄』⁽²⁰⁾には二十数首にその用例がみられ、十世紀後半の『古今和歌六帖』⁽²¹⁾や十二世紀初の『掘川院御時百首』⁽²²⁾などにも東路を使った歌がある。これらは、例えば「東路の室のやしま」とか「東路の佐野の舟橋」というふう^にに歌枕的に東路を用いて近江・信濃・上野・下野・陸奥・駿河・相模・上総の国のことを詠っている。しかし東路は歌中で歌枕的に使われるだけではない。『古活字本平治物語』⁽²³⁾の「頼朝遠流の事付けたり盛安夢合わせの事」には「……三月廿日の暁、池殿をい

で、東路はるかに下られけり。…盛安も大津までとて、馬鞍尋常にして供したりけるに……」とみえ、また「牛若奥州下りの事」には『…下総まで下り給へ。それより吉次を具して、奥へとをり侍らん。』と委細にかたり給へば、『子細なし。』と約諾して、生年十六と申す、承安四年三月三日の暁、鞍馬を出でて、東路はるかに思ひたつ、心のほどこそかなしけれ。』とみえる。かくして東路という言葉は東山道と東海道を意味する言葉として、『十世紀頃には普及していたと考えられる。また、『夫木和歌抄 卷二一』にみえる「あつまちのうまやうまやと数へつつあふみの近くなるか嬉しき」は東路と駅家の結びつきをよく示している。ところが実は、東路の用例は、既に『万葉集卷十四』中の東歌二首に『東路の手児の呼坂』²⁶としてみられ、土屋文明²⁷は、東路を東国を貫いて通っている道で、呼坂が碓氷坂である可能性もあろうとした。呼坂を碓氷坂とみる点については一考の余地があるが、東路は東海道よりも東山道を意味する言葉としてより一般的に用いられたであろうことは、用例の多さや、中・近世への持続性から推測される²⁸。注目に値すると思われるのは、『上野名跡考』にみえる、東道が古代官道であったという記述である(27)。すなわち同書は、「上古倭舞り小堀村にかゝり國府に通じて是官道なり……」²⁹「雁子と云字奈比古と云言近し、凡此邊からす川をわたりて、小堀大馬郡の國府は此地より四星斗上にあり」……「今實政をわたりて天川村より東、長磯・女屋村など行けば、猶東道³⁰てふあり。思ふに今の本町内也。天川の邊、古驛そが中に有しなるべし。長磯・女屋・今井・二ノ宮・飯土井・五百牛な」……「佐位那淵名のうまや……今淵名ありて大村也。されど官道にあたらす、爰に掘下村有り、此邊惣名赤堀といふ³¹宿は北より南に至る東道は西より東二里許上³²古驛そが中にありしなるべし」……「新田郡淡甘のうまや……今本町有³³亦大原宿は北より南に至る東道は西より東方³⁴有³⁵」³⁶。東北に阿佐美の名あり、是かの廢郷にやあらんで³⁷佐位那赤堀、國定村より東に行は本町に至り、又東笠掛原に出³⁸」³⁹というふうに東道の道筋を記している。そしてこの記述をほぼ満足する直線的な東道が復原でき、かつこれが東山道

であると考えられる。これについては後章で論じることにし、ここでは下野国で検出し得た字東路も推定東山道上にあるということ傍証に加えて²⁸⁾、東道が東山道とみなされることをひとまず指摘するにとどめておこう。

三 駅家と『和名抄』の郡郷

『延喜式』およびこれと同根の史料に出たと思われる²⁹⁾高山寺本『和名抄』所載の上野国の五つの駅家は、坂本・野後が碓氷郡、群馬が群馬郡、新田が新田郡に属し、十四郡中四郡におかれ、伝馬所在郡も右の四郡である³⁰⁾。さて高山寺本『和名抄』刊本『和名抄』のいずれにも、この五駅と同じ郷名があり、『刊本』にはこの他駅家所在の四郡全てに駅家(郷)が記載されている。駅と同名の郷、および駅家郷の関係については、まだ十分に解明されていないが、例えば田名網宏は、「駅家名と郷名とが同じである場合は、その郷が事実上の駅家郷であるかどうか直ちにいえぬ……駅名と駅戸の郷の名称について考えてみるに、駅名が先に定められたであろうことは推測に難くない。その際、おそらく、その所在する里(郷)の名称がそのまま駅名とされた場合、駅が里(郷)の中ではなく、ある程度離れていた場合は、駅所在の村の名が駅名とされたのではないかと思われる。また……駅名と同じ郷名がありながら駅家郷がある場合は……郷の中に駅が設置され、駅戸はその駅を中に含まない郷の中から一定の数の戸が駅戸として指定され、それが駅家の郷に発展したのではあるまいか。」と述べた³¹⁾。また水田義一は、「周防では八駅と同名の郷が各々対比しうるのに対し、長門では同名の駅と郷は厚狭一駅しかない。更に和名抄の駅家郷が周防には四郷あるのに対し、長門は一郷しかない。駅間距離の狭い長門において設置された駅家の名称は、広域の郷名で呼ぶと位置を正確に示しえなかった。一方周防では駅間距離が十分であるため、郷名で十分駅家を位置を示しえたであろう。」と述べ、

駅間距離の長短にかかわることだと解釈した³²⁾が、筆者の調べたところでは、長門での同名の駅と郷は厚狭の他に四つあり、また長門の『和名抄』の駅家郷は一つでなく五つであり、上野や下野では距離による解釈はできない。

ところで『上野国交替実録帳』⁽³³⁾には、

戸籍伍佰伍拾卷己無実

庚午年玖拾卷管郷捌拾陸 駅家戸肆 五比戸籍肆佰陸拾卷

天曆五年戸籍玖拾貳卷管郷八十四 駅家戸四 應和元年戸

籍玖拾貳卷(註) 〇保肆年戸籍玖拾貳卷 天延

元年戸籍玖拾貳卷 天元參年戸籍玖拾貳卷

という記載がある。これによれば『庚午年籍』の六七〇年には既に駅家戸四つが存在し、天曆五年(一〇五二)でも駅家戸四とあることがしられ、四という数は『刊本郷里部』の駅家(郷)の数に一致する。また戸籍の並列的な記載の仕方からも、駅家戸は他の管郷とは性格の異なったものであることが推測される。しかし、だからといって四つの駅家戸が『刊本』の駅家(郷)であると考えるには、次の問題を解決しておかなければならない。

管郷数は、『庚午年籍』では八六なのだが、『天曆五年戸籍』では八四であり、また一郷(里か)一駅家につき戸籍一卷が編まれたとすれば、前者の場合は辻褄があうが、後者の場合だと八八巻でよいことになる。ところが、その後四度の戸籍がいずれも九二巻なので、九二という数字は正しく、かつ『庚午年籍』の管郷数八四も、記録の内容から正しいとみなすべきである。それ故、天曆以後の戸籍では一郷につき二巻以上の場合があったと考えざるをえない。また、他の史料にはみえぬが、管郷数は六七〇年と一〇五一年の間に二つ減っている³⁴⁾。以上のことについて池邊彌³⁵⁾は、「この庚午の戸籍についての記事は戸籍の史料として重要なものであるが、郷数の点からしては、確実な史料とは

ならないので、今は保留としたい。これに對し天曆五年（九五二）の八十四郷四驛は確実な史料として用いられると
 思う。そして和名抄の郷数は刊本で九十五郷、高本では八十九郷であるが、これは高本に下野國との錯簡があるので
 刊本の数に従う可きと思う。さすれば、七郷の差があり、しかも減少を見ていることになる。尚、八十四郷、四驛と
 いう数については疑問がある。即ち『戸籍玖拾貳卷』とあるが、これは前にも記した如く、戸籍は『里別為卷』（戸
 令・造戸籍條）とあるから、九十二郷ではないかと見られる点である。今は他に史料もないので後考をまつこととし
 たい」と述べているが、『和名抄』の郷数は氏の数え違いであり、また戸籍の数値を全く疑問視するのはいかなる
 のであらうか。

『上野国交替実録帳』には、右の記事の前に、田図に関する記録があるが、これによると、弘仁二年班田図が八十
 卷、天長五年班田図が八十七卷である他は、嘉祥四、齋衡二、貞観七、仁和元、延長三の各年の班田図、及び弘仁
 十、天長十、承和十、仁寿二、貞観二の各年の校田図が全て八十六卷である。三友国五郎は、「八六にたらない場合
 は破損か紛失した場合である。この八六は、庚午年籍に記されている八六（駅家戸四）と一致していることは、郷毎
 に班田図・校田図がつくられていたことを示すことになる。」と述べた³⁶。前半の解釈には疑問が残るが、後半につ
 いては認められる余地がある³⁷。ところが、『高山寺本』と『刊本』の郷数は各々八十八、一〇二（内四つは駅家（郷）
 であり、いずれも八十六ではない。このような数値の相違を筆者は次のように解釈したい。すなわち、『天曆五年戸
 籍』の管郷数八十四と駅家戸四の合計が、『高山寺本』の郷数に一致することに注意すると、『高山寺本』郷里部で
 は、駅家と同名の坂本・野後・群馬・佐位・新田の五郷に駅家がおかれていた状態が記されていたのが、群馬・佐位
 ・新田・および坂本あるいは野後の四駅は、後に右の五郷から独立し、駅家郷になり、『刊本』にはその状態が記され、

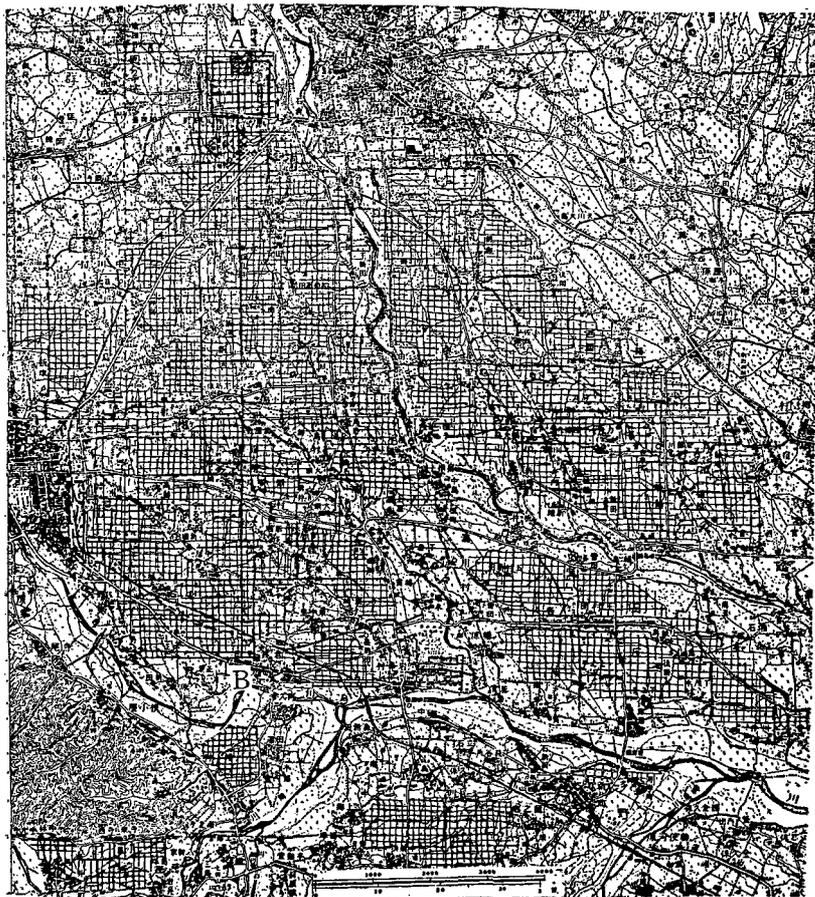
『天曆五年戸籍』では、『高山寺本』の八十八郷の内、四郷が、実際には駅家戸として他の郷とは異なる性格をもつて存在していたことが考慮されて、管郷八十四
駅家戸四と並列的に記載されたと考える。つまり、この戸籍には二つの『和名抄』の過渡的な状態が記載されていると考える。この理解は、『高山寺本』が原撰本の二六八門本に近く、『刊本』はそれが二四九門に改編されたものであるという説(38)に矛盾しない。かくして右の四駅は最終的には独立した駅家郷にあり、駅家名は従来の郷名を冠したと考えられる。

四 上野国府について

(1) 既往の諸説 上野国府は『和名抄』に「国府在群馬郡行程上二十九日下十四日」とある。さてこれを、『上野名跡考』は旧国府村にあったとしたが(39)、この村名は、国分寺と国分尼寺に因む東国分・西国分の村内地名が訛つたものであると認められない。これに対し、『群馬郡村誌』(40)は、蒼海城を国府の遺址とする『上毛伝説雑記』(41)などを根拠に旧元総社村の蒼海城を国府址とした。そしてこれが定説になり、吉田東伍もここに想定した(42)。ところが、上野国府の研究に学術的先鞭をなしたとされる(43)近藤義雄は、『上毛伝説雑記』の内容の信憑性が薄く、郡村誌のいうように「国府ノ址即青海城……本丸ノ跡ヲ中央トシ西南ニ染谷川東北ニ北川ノ小流アルヲ昔時ノ遺濠外周トナシ東南は百四十間、南北七百三十五間」という広い濠を国府は必要としないこと、また武蔵・信濃・常陸の国府では総社が国府の外部にあるのにこの説だと内部にあること、更には、西に高く、北を牛池川が深く入りこんだ蒼海城付近の地形は、国府にふさわしくなく、駅家との距離もやや遠くなることを理由に、ここを鎌倉以降のものとし、国府は「大友部落の南の広大な平坦地」にあったことを、以下の根拠を加えて論じた(44)。

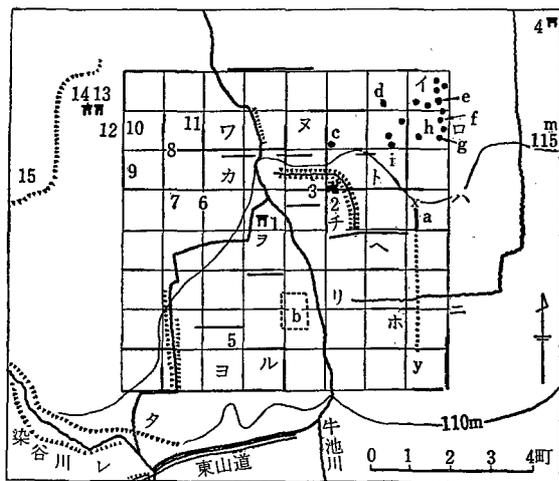
すなわち、(1)国府の四隅に配されたといわれている十王堂が、昌楽寺にあったといわれ、東石倉の林倉寺境内にもある。(2)昌楽寺の東に幅二間程の堀が正しく南に二町程続いており、林倉寺付近にある堀の距離がちょうど八町になる。(3)これを国府域とすると、ここからは須惠器や土師器の破片が、更に昌楽寺付近からは布目瓦の破片が出土し、(4)国府域付近には石倉・石倉境・古市・小相木・箱田などの地名や、往時運搬や大官人の乗物として利用された牛に因むであろう牛池川がある。(5)総社址宮鍋の地が推定国府の外部の北の線を延長した四町程の地点にあり、更にそれを延長した所に、一般に国府から程遠くない所にある御霊社があり、またこの北の一線を東に六町程延長すると、国府八幡と考えられる前橋八幡がある。また国府の東の線を南に延長した古市に朱鳥明神があるのはここが国府の南にあったことを示す。そして中央通りの北の延長上には、『上野国神名帳』にもみえる大友明神があり、推定国府域と国分寺・国分尼寺の位置関係には支障ない。(6)『和名抄』の記述から東西二郡の境にあったことがしられる国府域についての以上のような推定は、『上野国神名帳』で大友明神が東群馬郡に、小河原明神・小河原溝口明神・学校院若御子明神が西群馬郡に記されていることと矛盾しない。

かくて近藤説が新たに定説化したのが、国府域の北辺と南辺が不明であり、地図もないので、はっきりとした方八町の国府域はわからない。そして昭和三六年から尾崎喜左雄を中心に進められてきた発掘調査⁴⁶は、近藤説に基づいて行なわれたが、この結果、国府位置としては近藤説より西の元総社地区が最も有力であり、大友地区で今まで発見された諸遺構は平安ないし鎌倉時代の遺構であろうと結論されるに至った。もっとも、国府域や国衙跡についてはまだ不明である。なお、丸茂武重は、道路の状態をもとに、国府の東西が方六町であるとした⁴⁶が、詳細な理由はわからない。また第一図中のA—B線が条里の南北基準線で、群馬郡を二分する線であったとする三友は、この線を「のば



第1図 群馬郡とその周辺の条里（三友国五郎原図注36）

すと、元総社大友部落の西方を通る。大友部落の北方で条里は終って、条里の交点が大友部落の西方にあたる。米倉説によって、この交点を国府庁として、二町四方をとれば、ここより東四丁で天狗岩用水があるが、これはもたらあつた河流を後世用水として利用したもので、条里当時は国府をとりまく濠と考えられる。国府址西方四町にも小流がある。国府についた総社神社は真西にあたる。上野は上国であるから、方八町の区画を想定すれば、恰



第2図 上野国府の推定

- | | | | |
|----|----------|---|-------|
| 1 | 総社神社 | イ | 雲雀街道 |
| 2 | 昌楽寺 | ロ | 村山 |
| 3 | 八日市場城址 | ハ | 堰越 |
| 4 | 大友明神 | ニ | 齊木 |
| 5 | 馬場 | ホ | 朱鳥明神東 |
| 6 | 讚岐屋敷 | ヘ | 屋敷 |
| 7 | 豊後屋敷 | ト | 朱鳥 |
| 8 | 出雲屋敷 | チ | 朱鳥明神裏 |
| 9 | 二の丸 | リ | 寺田 |
| 10 | 本丸 | ヌ | 閑泉樋南 |
| 11 | 元宮 | ル | 屋敷戊 |
| 12 | 櫓 | ヲ | 屋敷丁 |
| 13 | 学校院若御子神社 | ワ | 屋敷甲 |
| 14 | 御霊社 | カ | 宅地 |
| 15 | 讚岐屋敷 | ヨ | 天神 |
| | | タ | 早道 |
| | | レ | 弥勒 |

間と読み、東西二郡の中間に国府があったと解釈すべきである。ところがその境界線については近藤(50)にいたるまでも具体的に明示されなかった。三友が初めて、前にみた線を示した。

ところで推定国

度条里の中に入ってしまう。すさかは朱雀大路の名残り、……と述べて第一図のような国府域を推定した(4)。しかし今や、この推定国府域も東に偏していることが明らかである。

さて筆者は以上の諸説の批判・検討をへて、以下述べる根拠によって第二図のような国府域を推定する。

(2) 国府城の推定 『和名抄』の「久留末国分爲東西二郡府中間国府」を『日本地理志料』(48)は「久留末・国分爲東西二郡。府中間国府」と読み、府中間を衍字としたが、井上通泰(49)が指摘しているように、国府が衍字で、府ハ中

府域の北約二軒には、総社二子山・愛宕山・宝塔山・遠見山の五つの古墳が集まっている。前四つは各々七世紀初頭、七世紀前半、七世紀後半から八世紀初頭、七世紀末から八世紀初頭の築造であり⁽⁵¹⁾、総社二子山古墳において既に中央の文化技術がスムーズに受け入れられている⁽⁵²⁾。そしてこれらについて梅沢重昭⁽⁵³⁾は「上野国府推定地に近接していることから、中央政治の機構の整備を進めていったなかで、中心的な役割を担った支配者層の構築になるものと推定されなくてもない。」と指摘する。また仏教文化の影響が強く窺われる蛇穴山・宝塔山両古墳の建造と、この南西にある有力な氏族に關係する山王廢寺の建立は併行して行なわれ、また互いに關係があることもほぼ明らかである⁽⁵⁴⁾。そしてこの三つは「奈良の文化中心におけるものに匹敵する優秀さをもっており、これを築造し得た豪族の権力、財力を想像し得ると同時に、国府の真北にこれらの力を誇示している豪族をパトロンとした国府造営も考えられる。」ものなのである⁽⁵⁵⁾。以上のことより、筆者は、これらの立地点の選定にあたっても国府との關係が考慮されたのではないかと推定する。

次には、上野国における稀有な大規模な方墳の宝塔山古墳から真南十二・二軒の、群馬郡の南端であったと思われる烏川左岸の自然堤防上に立地する大鶴巻古墳に注意したい。すなわち、五世紀のものと考えられる⁽⁵⁶⁾墳長一二三米のこの前方後円墳の前方部の端と、ほぼ南北方向に切られた宝塔山古墳の東辺を結ぶと、条里の界線にもなったと考えられる地割が断片的ながら検出される。そして筆者はこれが群馬郡を東西に二分する線で、国府の朱雀大路はその一部が利用されたと仮定する(この線を更に南へ伸ばすと七興山古墳の前方部に到る)。また上野国は弘仁二年に上国から大國になって⁽⁵⁷⁾ことから、国府域は方八町を想定できる。このような仮定のもとに国土基本図と空中写真や地籍図によって地割を検討すると、推定の国府中軸線から東西各々四町の範囲において、一町間隔の地割を若干ながら

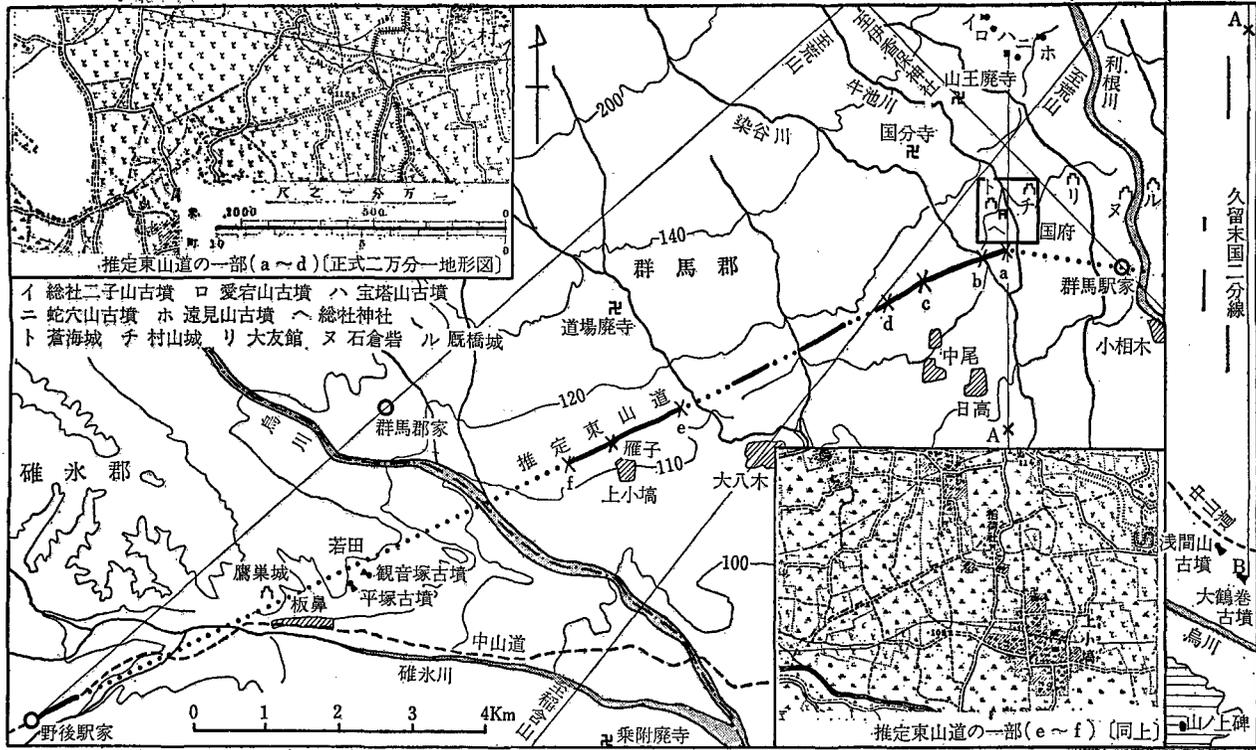
検出しえる。次に、南北の八町を推定するにあたっては、総社付近で牛池川から分れた一小流が、字早道の部分で直角に曲流し、東西方向に流れる部分を西に延長すると地割が残っていることに注目すると、その八町北には大友から元総社に通ずる東西方向の道が接していることがしられる。よってこれらを南北両端の線とみて、その間の地割を検討すると、南北方向よりも多くの部分で一町間隔の地割を検出できる。

こうして推定された国府域は、次のような考察によって、妥当なものと考えられる。

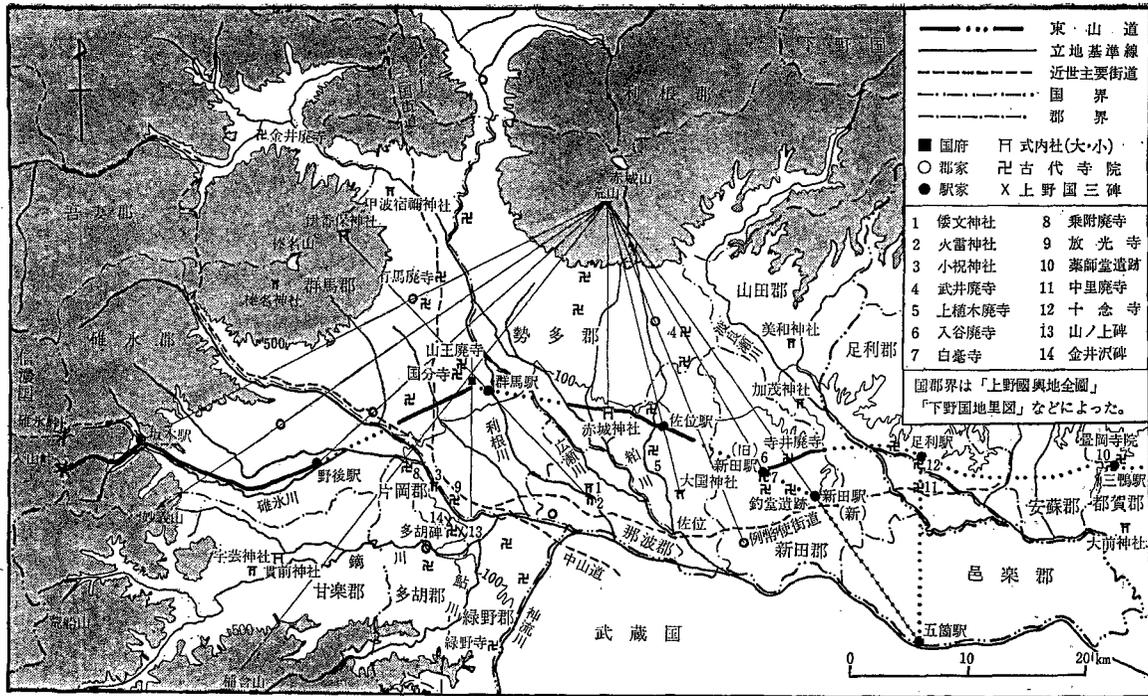
まず大友明神と学校院若御子明神が群馬郡を東西に二分する線の各々東西にあることは『上野国神名帳』の記載で満足する。国学であったと思われる後者⁵⁸および御霊社は国府の北西端のはずれに、また総社はその中央に位置していたことになる。国府の北西は蒼海城⁵⁹の地であり、ここから東南に向って高度が低くなつて、中央を牛池川が南流しているが、河流が国府域内を貫流する事例は周防・美濃・丹後などの国府でみられるところ⁶⁰、それ程問題にはなるまい。発掘調査によって明らかになつた以下の事実⁶¹は、積極的な根拠になるであろう。

発掘前に国府域や国衙跡推定の基本的な根拠であった、すなわち朱雀大路と考えられていた、南北方向の細長い地割(x-y)は、(a)地区の発掘によって上幅八五米、現地表面よりの深さ一・五米、東側がかなり緩かで、西側が急傾斜な変形凸レンズ状の掘込みで、堆積の状態から、かなり意図的に、短時間に埋められたものであることが明らかになり、またこれに接して九世紀以降と推定される土師器使用の住居址の一部が発見されて、溝の時期がこれを溯り得ないことがわかつた。これは「設置当初の上野国府の位置を求むれば、それは今まで考えられていた範囲を西方にずらすことが妥当と思える。元総社地区がもっとも有力視される。」⁶²という調査の結論の一大根拠であつたが、この溝は筆者の推定国府域の東から○・八〇・七町の所を走ることになる。次に推定国府域の東から四町、南から二

一三町にあたる元総社小学校敷地内 (b) から、二つの掘立柱の建築遺構や多数の柱痕、七、八戸の土師器使用住居跡などが発見されたが、これらは国府に関連するものであるとほぼ断定されている。また古く布目瓦が出土し、推定国府域の東から三町、北から二町にあたる昌楽寺裏 (c) からは、(1) かなり意図的に埋められたと推定される、文字瓦・骨片・須恵器破片を含む井戸、(2) 八世紀のものと同推定される住居跡床面を切り込んでつくられた大規模な二本の溝、(3) 当時集落地であったと考えられる、七、八世紀頃の少くとも十五戸の土師器使用の住居跡、(4) 国府に関連する建物と認められる古代建築遺構の存在が確認された。次に、大字大友村山、雲雀街道の多くの地点での発掘成果もまた注目される。すなわち、図の (d) — (e) を結んで約一七〇米の東西方向の、最大上幅六・二米、深さ二・二米の極めて大規模な溝があり、これが、池のような状態であったと推定される (e) 点で直角に曲り、その南で確認された外法東西七〇米、南北八〇米の周溝へ連続すること (f—g)、すなわち先の溝が周溝への導水溝であることが明らかにされた。これらの遺構は図に示すように推定国府域の東北二町内に含まれる。この周溝内部 (h) においては、火災にあって壊滅した後比較的早いうちに後始末され、礎石等が周溝に投入された十二、三世紀をさかのぼらないと推定される建物⁽⁶³⁾と、これよりも古い、東西に長い二棟の掘立柱の庁舎的な建築遺構、また井戸や、十二、三世紀以降のものと考えられる墓穴が確認された。更に、導水溝の北では、柱痕群と生活面と周溝が確認された。また、(i) 点からは七世紀から十三世紀の生活面が発見された。ここが中世には村山城に踏襲されたことは、同じく国府域内にある群馬県最古の蒼海城とともに、国府の地が中世においても地域中心としての性格を有していたことを示している。このように、考古学的発掘調査による今までの国府関連遺構は、全て筆者の推定国府域内に含まれるのである。特に導水溝の北の柱痕群と元総社小学校の遺構地とは南北に六町強離れていることから、推定国府域の南北



第3図 野後・群馬駅家と東山道および上野国府の推定



第4図 古代上野国の国府・郡家・駅家・式内社・寺院の立地と東山道

方向のずれは二町以内におさまるといえよう。同様に遺構分布から、東西方向のずれは四町以内にはおさまるといえよう(64)。

以上の根拠の他に、やや大胆ではあるが、次のような推察を加えておきたい(第三図・第四図参照)。

上毛野国造は、郡領域を支配する豪族の上になつたつというやや特殊な性格をもち(65)、上毛野国は上野国としてそのまま律令制下に踏襲されていった。そしてその後も上毛野君は上野国と深い関係にあったと考えられる。ところで、彼らの崇敬神は赤城神で、元来赤城山全体が崇敬の対象であった(66)が、国府からみえる赤城の最高峰の荒山と、式内社抜鉢神社(大社)の崇敬の対象の稻含山の西を結んだ線は、推定国府域の北西端を通過する。また上毛野君の一族の有馬君と関係が深く、その神が国司の崇拜神でもあった式内社伊香保神社(大社)と、式内社火雷神社(小社)を結んだ線は推定国府域の北東端を通過する(67)。しかもこの線上には、国府や宝塔山古墳との関係が考えられている。山王麿寺の塔跡が位置する。かくてこの二つが基準線になり、山王麿寺の造営にもこれが考慮されたと推考される。また天武十年(六八一)につくられた上野三碑の一つの山ノ上碑は、国府域の西辺から五町西の線上にあり、更にこの五町西の線上には、方二町であったとされる上野国分寺(68)があり、山王麿寺は国府域の西辺から二町西の線上にある。また宝塔山古墳は国府中軸線を考慮して造営されたと考えられる。この他、荒山は、第四図に示すように、上野国の郡家・駅家・式内社の立地の基準になつたのではないかと思われるふしがあり(69)、この背景には、上毛野君や上野国の右のような事情が考えられる。以上の考察をへて、筆者の推定する国府域はかなり妥当なものであることが明らかになったので、これをふまえて官道と群馬駅家について考察しよう。

五 野後駅家からの東山道と群馬駅家

東山道は旧安中町字上野尻（下野尻郷）にあった野後駅家⁽⁷⁾をすぎると、まもなく碓氷川、次いで烏川を渡って、狭い河谷から、榛名山の裾野と前橋台地の広がる群馬郡の地域——国府・国分寺・国分尼寺などの立地する上野国の中心地域——に出る。

さて、群馬駅家の位置については、前橋が近世まで厩橋と呼ばれていたことから、諸説の多くは前橋に求めるが、細かな比定地は少しづつ違う。群馬駅家を利刈駅家と誤解した『上野名跡考』は、先述の東道を根拠に本町天川あたりに比定する⁽⁸⁾。井上通泰は「恐らく国府の一里許」とし⁽⁹⁾、吉田東伍は「(群馬)郷の東、利根川を隔て、勢多郡に連なる地なるべし」と述べ⁽¹⁰⁾、天川原町付近を想定しているようであるが、両説とも根拠が明らかでなく、前後駅との距離が不均衡になり、国府から四料以上離れるなどの問題がある。次に、『駅路通』はやや詳しく「細沢町あり駒沢にて駅址とす……利根川橋西に駅家あれば厩橋の称あるなり同所の橋林寺は旧名を本橋院といふ厩橋に由ありと見ゆ」として細沢町に想定する⁽¹¹⁾。しかし、細沢がたとえ駒沢の訛ったものであるとしても、駒沢を駅家に結びつけるには問題があるし、本橋院から厩橋を連想することにもやややむりがあるろう。更には、国府との位置関係や前後駅との距離、東山道からずれることなどから認めることはできぬ。

七し十世紀頃の利根川が現在の広瀬川筋にあったことは、既に認められており、自然地理学的にも肯ける。前記四説はこの川岸に駅家を想定し、厩橋にひっかける。これに対して、近藤義雄は、群馬駅家が国府の駅であることから国府駅と呼んだのが訛って小相木になったと解釈し、ここが国府から半里以内であり、付近には古市・石倉など国府

に関連のある地名があるとして、現在の利根川右岸の小相木に比定する⁽⁸⁾。しかし、駅がエキでなくウマヤと呼ばれていたことや、ここが『日本地理志料』や『上野名跡考』等によって『和名抄』の畔切郷の地に比定されている⁽⁹⁾ことなどの疑問が残る。

筆者はこのような諸説に対し、大字古市と石倉の間が妥当であろうと考える。古市のごとき^{いも}市地名は、上野の他に十ヶ国の国府やその周辺⁽¹⁰⁾に分布し、その北の石倉は石すなわち穀の倉庫を示すとも思われる。小字名には、朱鳥^{あかとり}⁽⁷⁸⁾・宅地・七仏・飯玉・高田(以上古市)・宿西・宿東・宅地(以上石倉)など若干駅家を思わせるものがある。『日本地理志料』によればこども畔切郷の地になっているが、やはりここに求めるべきとの根拠を、東山道の復原を通して示すことにする。

東道が東山道であり、『上野名跡考』には板鼻—雁子—小埜—大八木—中尾—日高—古相木—実政を結んで東道のあったことが記されていることについては既にみた。『上野名跡考』からはより具体的な道筋はわからず、一見これらの集落を結んで、屈曲しつつ走っていたと推察されがちである。だがその際どこで、なぜ曲るかは不明である。筆者は、東山道は実右のように想定されるものではなく、第三図に示したような直線的な道であったと考える。まず、(1)この道は板鼻から大字上小埜字雁子を通り、次いで、大字大八木および中尾の集落から最も離れた部分を通っている。(2)またこの道は、東—西—南—北—北西—東南方向の道路の卓越するこの地域において、真東から約二五度北にふれた角度をとって走っており、北西から東南に低くなっていく地形に最も適合したもので、かつ野後—国府間の最短路になっている。更には、その約二分の一の行程において、国土基本図や地形図によって道路・畦畔・桑畑内部の細長い水田・水路になっていることを確認できる(第三図)。(3)しかもb—d間、e—f間など約四分の一の行

程において行政界になってきていることは、この道が重要な意味を持っていること、官道であることの有力な傍証の一つになる。④この道はc点付近で向きをやや東に変えて、国府の朱雀大路を国府南端から南へ一町下った地点aに達する。この間、a—bでは道と水路が平行しているが、aで牛池川から分流し、bで染谷川に合するこの水路の方向はやや不自然であるし、またb—c間については、推定東山道の部分だけが、一面の桑畑の中にあつて、細長い水田として続き、かつ行政界になっていることは大いに注目されてよい。しかも国府西南端からb点に及ぶ早道は、そのままでも東山道をしのばせるが、これを「ハユマミチ(駅馬道)」の訛つたものと解釈するならば、一層、東山道推定上有効な字になる。そしてこの解釈は、駅馬が早馬からきていることが『万葉集』巻十四 三四三九に「鈴が音の早馬・駅家の提井の水をたまへな妹が直手よ」とみえることからして、それ程むりな解釈ではあるまい。(5)碓氷川と烏川の間、丘陵末端部では、七世紀前半の築造とされ、上野国の古墳中最大の石室をもつ重要な観音塚古墳および、これに劣らぬ大古墳で六世紀前半の築造とされる平塚古墳の北を通っているが(79)、この二つの古墳に、丘陵のために直接見通せない野後駅家・国府間の目標地点としての意味を考えられぬだろうか。東山道がこの北の若田(和名抄)の若田郷)を通っていたという伝承のあることを白石良二(80)が指摘している。(6)そしてこの道は、この古墳より南西では板鼻の鷹巢城下をへて、筆者の推定する野後駅家の地にちょうど達するのである。(7)またa点以東は、群馬駅家推定地点を経て、佐位駅家に達する直線的な道筋が考えられる(次章)。(8)そして右のルートでの野後—群馬間の距離は約十六軒と規定に合致する。(9)古代には、現利根川にその一支流があつたとすると、これに沿う右の駅家推定地点は、ウマヤに因むであらう厩橋という古名の発生した地点として、問題なかろう。以上の他に、群馬駅家の位置が、東山道と、国府設置の際の基準線になつたと考えられた伊香保神社と火雷神社を結んだ線との交点にあたる(第

四図)ことは、東山道の計画性や、広域な地域計画の可能性を念頭におくとき、あながち無視できないと思われる。

ところで、「……古代の交通路も可能な限り条里区画線に沿って通じていたと考えるべきであろう」(註)から、条里地割と推定東山道との関係を検討しておかねばならぬ。広瀬川と烏川に囲まれた扇状地性のこの地域は、上野国の中心にふさわしく、この国最大の条里施行地域である、だがこの条里を復原した三友^註が、市の坪以外には数詞の坪名がないため二坪内外のずれは認めざるを得ないと述べているような事情もあって、その詳細な内容は不明である。しかし、さしあたって問題となる条里の方向や分布範囲については、氏の研究に依拠してよい。そこで条里と推定東山道との関係を見ると、東山道は条里施行地域を少し北にはずれたところを通過していることがしられる(第一図参照)。従ってこの道が、東西・南北方向の条里地割と走向を異にすることは、直接問題にならないと考えられる。なお、以上の考察において、東道は中尾からは日高・小相木を通じていたという『上野名跡考』のいう道筋が、筆者の推定する道筋と異なることが未解決であるが、これについては次章でのべよう。

六 群馬駅家からの東山道と佐位駅家

群馬駅家以东においては、『小字名調書』から、東道上(二ヶ所)・東道下(二ヶ所)・東上(四ヶ所)・東下(三ヶ所)・東(二ヶ所)という小字が検出されるので、その位置を地籍図で検討すると、第五図に示すごとく、これらはほぼ一直線に分布していることがしられ、また東道^{あずまち}という俗称の残っている二ヶ所もこの線上にあり、しかも既述の『上野名跡考』の記事を満足するので、東道がこれらを結ぶように通っていたと考えられる。そして図に示したのが国土基本図の判読などによって推考される具体的な道筋であるが、これがとりもなおさず東山道であることを

含め、以下その根拠を要約しよう。

まず、東道上イと東道下ロの間を通っている道は、東道上ハに到り、更にこの道をまっすぐ延長すると群馬駅家に達するので、イーハを結ぶ直線路は東山道の一部であると考えられる（ただハ以西の実際の東山道はこの延長線とは若干ずれることについては後述する）。次に、『小字名調書』所載の小字直路カは、官道が平野では直線路であったことを窺わせ、これが東道ヲと東道ヨを結び、かつ国土基本図から復原される直線地割上に位置することが挙げられる。次に、東道ユーヨを西に延長すると、七世紀前半の墳長一〇四米の前方後円墳である二子山古墳の前方北端の字東上タをかすめ、字東下レ・東上ツ更には字郷前ムを経て、群馬駅家に達する。この間では地割として残っていないが、それは、この地域に東西・南北方向の条里が施行されたために条里地割に沿うように官道が改変されたことによる⁽⁸³⁾と思われる、改変後の道は、東道ヨから二子山古墳南端―字東下ツ―東上ネ―東通ラ（大字市の坪内）を通過する東西方向の、今日なお道になっているものであると考えられ、この場合小相木北端（推定群馬駅家の南五〇〇米）を通過する⁽⁸⁴⁾。そして改変前後のいずれでも、二子山古墳は利根川の氾濫原の部分における東山道の目標地点としての意味を有していたと思われる、氾濫原から山麓への漸移点の東道ヲに集まる四つの円墳についても同様の意味が予想される。

さて東道ユーヨを結ぶ道を東に延長すると、貫前神社・伊香保神社とともに上野国の大社の式内社である赤城神社⁽⁸⁵⁾の北に到ることは、これを東山道と考える際の有力な根拠になり、それ以东は神沢川左岸まで現在も直線路として残っている。神沢川以東粕川までやや向きを異にしているのは、地形への適合の結果と考えられ、やはり直線的な、現在につづく道は、字東を通り、部分的には行政界にもなっている。従って東山道と考えてよい。ここは、上

内)が検出された。前者からは、古代の馬飼部と、佐位郡の駅馬・伝馬の合計が十五疋であることが、後者からは従来位置の不明な佐位郡家が、憶測の域を出ないが連想される。また寺院・式内社・郡家などの重要施設の粕川左岸への立地によって、利根川の一支流の粕川が交通路として機能していたであろうことが推測される⁹⁰⁾(第五図)。

因みに右の地点に比定された佐位駅家は、『駅路通』⁹¹⁾が距離と市場という地名から想定した現赤堀村大字市場の南一軒強にあたり、『上野名跡考』が比定する赤堀村大字堀下の南に接する。『上野名跡考』は、『和名抄』に「…淵名・駅家」とあることから、佐位駅家を淵名駅家と誤解したために、式内社大國神社の地を中心とする淵名郷がここまで及んでいたとする明らかな誤りを犯してはいるが、駅家の位置は正しいものといえる。これに対し、「地勢を推すに、伊勢崎に外ならず。……されど伊勢崎は美侶郷の域内と見ゆれば、其北にて太田村にあたる歟」とする吉田東伍⁹²⁾や、「地理を按ずるに今の伊勢崎町ならむ」とした井上通泰の説⁹³⁾は、両地が東山道からはずれることから誤説といふことができる。

七 むすびにかえて

以上、上野国の主要な範囲において、東山道が直線的であったこと、群馬・佐位両駅家の位置、およびこれらとの関連において国府の位置について考察した。また上野国の国府や主な郡家・式内社・駅家の間には、上毛野君の崇敬の対象である赤城山の荒山を主な基点とした、一国全体に及ぶ広域なプランの存在を思わせる相互位置的な関係がみられるという仮説を呈示した(第四図)。この際、国府と駅家位置は筆者の推定に、式内社の位置は赤城神社以外『特選神名牒』に、郡家の位置は尾崎喜左雄の研究によっている。これらの位置自体、考古学的証拠のない以上、確たる

ものではないけれども、実際にはこのような証拠を多く発見することは不可能に近い。従ってこれ以外の素材に依頼することも許されるであろう。もっとも、それなりに一層深く検討はせねばならない。郡家について尾崎は、「万葉集に大宰府をさして『遠の朝廷』とおのみかど」と称し、また『みかど』は帝、朝廷、国家等をさしており、その語源は南門より起ったものでであろう。……国司の政庁も『みかど』であったであろうが、これは国府（こふ）の地名が一般である。即ち、『みかど』は郡司の政庁と考えるのである」として、「ミカド」地名に着目し、これが郡に一つづつ分布することや、寺院・神社・古墳等の遺跡の存在、地形的条件から、「ミカド」地名所在地が郡家であるとした。氏はまた他の国で六ヶ所「ミカド」地名を示した⁽⁹⁴⁾が、筆者の調べ（継続中）では、この他下総で三、下野で二、相模、越前、越中、加賀、近江、因幡の各国で一、大和で六の「ミカド」地名がある⁽⁹⁵⁾。この地名は「コオリ」地名⁽⁹⁶⁾よりも一層他の歴史地理学的な根拠を必要とするが、これについて述べる余裕はないので、さしあたりは、大和の場合は郡家と考え難いこと、越中の御門、因幡の西御門の地は日本地理志料では各々婦負郡、八上郡の郡家所在郷に含まれ、後者はまた中林保が比定する郡家および莫男駅家の東に接すること⁽⁹⁷⁾、後者と近江国蒲生郡の小御門を除いては付近に古代の地域中心を思わせる遺跡のないこと、全てが地形的には問題ないこと、河内・伊予両国の国府付近でも御門地名のあること⁽⁹⁸⁾を指摘するにとどめておく。いま一つの残された課題は、右の仮説がなぜ成り立つかを説明することである。このためには、古墳時代から律令時代に及ぶ、毛野・上毛野・上野国の特質を、古墳をはじめとする遺跡や、上毛野君をはじめとする豪族から考察してきた従来の研究を、当面する観点から再検討してみることから始めることがよいであろう。他日を期したい。

付記

本稿のようなテーマについて考える機会をお与え下さった藤岡謙二郎先生の御厚情と、日ごろの御指導に深謝いたします。また本稿作成にあたり、貴重な御教示と御援助を賜った足利健亮先生と、戸所文太郎氏をはじめ現地でお世話になった皆様に厚く御礼申し上げます。なお本稿は歴史地理学会第十六回大会（昭和四八年）での口頭発表の一部に加筆したものであり、昭和四十七年度文部省科学研究費（総合研究）の助成をうけた。

注

- (1) 志田諄一 「毛野の名称と周辺の問題」 日本歴史一九八 昭和三九 七は七世紀後半説。これに対し、尾崎喜左雄 「毛野」 『日本考古学講座』5 所収 昭和三〇は仁徳朝としたが、最近は六世紀前半としている（尾崎喜左雄 毛野の国 『古代の日本』7 所収 昭和四五）。また吉田晶 「国造本紀の国造名について（その二） 続日本紀研究 一五七 昭和四六は六世紀中葉としている。因みに『国造本紀』には「難波高津朝、元毛野国、分為上下」とある。
- (2) 甘粕健・久保哲三 古墳文化の地域的特色―関東― 『日本の考古学』Ⅳ 所収 昭和四一
- (3) 毛野の独立性については、その時期や強さに、いくつかの異なる見解がある。
- 石井良助 東国と西国 『大化改新と鎌倉幕府の成立』 昭和三三
- 井上光貞 古代の東国 『万葉集大成』5 所収 昭和二九
- 佐伯有清 子代・名代と屯倉 『古代の日本』7 所収 昭和四五
- 吉田晶 毛野地方部民分布について（『赤松秀俊教授退官記念国史論集』所収） 昭和四七
- 志田諄一 古代史における毛野の性格―六世紀の政情をめぐって―日本歴史 一一〇 昭和三二
- 志田諄一 ふたたび「毛野の性格」について 日本歴史 一二〇 昭和三三
- 志田諄一 毛野における名代・子代の問題 日本歴史 一八三 昭和三八
- 林 陸朗 古代東国雑考 西郊文化3 昭和二八 など
- (4) 枚挙にいとまがないが、前掲(1)(2)(3)の諸論文の他に、代表的なものとして次のようなものがある。

- 津田左右吉 『日本古典の研究』 昭和二三 一九六—二二五頁
- 原島礼二 大和政権と地方豪族——関東地方の屯倉を例として—— 日本史研究 五四 昭和三六
- 原島礼二 上毛野「伝承」採用の条件——七世紀後半の上毛野氏の地位から 日本歴史 一五四 昭和三六
- 竹内理三 大化改新と東國 『古代の日本』 7 所収 昭和四五 など
- 三品彰英 荒田別・田道の伝承——帰化人と上毛野氏 朝鮮学報 三一 昭和三九
- 今谷文雄 上毛野国と名代子代の設置 日本歴史 一一四 昭和三二
- 甘粕 健 武蔵国造の反乱『古代の日本』 7 所収 昭和四五
- 彦田一彦 律令制国家権力の形成と東國地方族長の消長 歴史学研究 二二二 昭和三三
- (5) 尾崎喜左雄 那家 『勢多郡誌』 昭和三三 二八九—二九二頁
- (6) 足利健亮 郡衙の境域について 大阪府立大学歴史研究 十一 昭和四四
- 竹内理三 郡衙の構造——上野国交替実録帳について—— 史淵 五〇 昭和二六
- (7) 富岡正忠 『上野名跡考』 文化六 (上毛郷土史研究会より大正十五復刊)
- (8) 郵岡良弼 『日本地理志料』 卷二五 明治三一
- (9) 吉田東伍 『大日本地名辞書』 明治三三
- (10) 大槻如電 『駅路通』 明治四四
- (11) 井上通泰 『上代歴史地理新考 東山道』 昭和十八
- (12) 近藤義雄 総論 (相葉伸編 『中山道』) 昭和四五 も群馬駅以外は従来の説から進んでいない。なお信濃から上野への東山道が入山峠經由であったことについては、一志茂樹 古代碓氷坂考 信濃十一十 昭和三三 参照。
- (13) 拙稿 上野国の古代交通路と駅家 (藤岡謙二郎編 『日本古代交通路の研究』 所収) 昭和四九
- (14) 藤岡謙二郎 『都市と交通路の歴史地理学的研究』 昭和三八 九—十二頁
- (15) 足利健亮 吉備地方の古代地理——山陽道の復原を中心に—— 歴史地理学会 会員通信 六九号 昭和四八
- (16) (イ) 足利健亮 恭仁京の京極および和泉・近江の古道に関する若干の覚え書き 社会科学論集(大阪府大) 一 昭和四

- (ロ) 足利健亮 乙訓郡を通る計画街路としての古山陰道について (藤岡謙二郎他『洛西ニュータウンの歴史地理学的研究』 所収 昭和四七)
- (ハ) 足利健亮 撰河泉(大阪平野)の古代地理 人文地理 二四―五 昭和四七 など
- (17) 『地理雑件 小字名調書』 全四冊 明治十四 (群馬県議会図書室蔵)
- (18) 尾崎喜左雄 前掲(5)
- (19) 喜田貞吉 東国考——古代東国の地位に就いて—— 歴史地理 三七―三 大正十
- (20) 国書刊行会編 『夫木和歌抄 全』 明治三九
- (21) 紀貫之女編 『古今和歌六帖』 (伴信友校本 寛文六年による)
- (22) 『堀川院御時百首』 康和年中 (『群書類従』 第七輯 和歌部 所収 明治二六) この他『新和歌集』などにもみえる。
- (23) 永積安明・島田勇雄校注 『保元物語 平治物語』 (『日本古典文学大系』 31) 昭和三六
- (24) 高木市之助・五味智英・大野晋校注 『万葉集三』 (『日本古典文学大系』 6) 昭和三五
- (25) 土屋文明 『万葉集上野国歌私注』 昭和十九 六三―六五頁
- (26) 宗長 『東路の津豆』 (『群書類従』 第十一輯 所収 明治二七) は東山・東海両道の紀行文である。
- (27) 富岡正忠 前掲(7) 九―十六頁
- (27) 富岡正忠 前掲(7) 十一―十四頁
- (28) 拙稿 前掲(13) 字東路の所在地は現在の石橋町大字下石橋
- (29) 坂本太郎 高山寺本倭名類聚抄について(『日本古代史の基礎的研究』 上 文献編) 所収 昭和三九
- (30) 坂本駅家は『和名抄』では坂下となり、群馬駅家は『和名抄』では郡馬、『延喜式』では群岡となっている。なお駅馬数は坂本駅家が難所をひかえるために十五疋である他は、中路の規定数の十疋である。
- (31) 田名網宏 『古代の交通』 昭和四四 九二―九三頁
- (32) 水田義一 防長の古代交通路 歴史地理学会 会員通信 六九号 昭和四八
- (33) 『上野国交替実録帳』 (『平安遺文 古文書篇 第九卷』 所収 昭和三九) これは長元三・四年頃のものといわれて

いる。

- (34) 和銅四年に甘楽・緑野・片岡の三郡から多胡郡が分置された際には郷数は変っていない(『続日本紀』和銅四年三月辛亥)
- (35) 池邊彌 『和名類聚抄郷名考証』 昭和四一 二〇―二二頁
- (36) 三友国五郎 関東地方の条里 埼玉大学学芸学部紀要社会科学編 八 昭和三五
- (37) 宮本敦 編成される郷里 『古代の日本』 7 所収 昭和四五 も庚午年玖拾卷の卷数は管郷捌拾陸駅家戸肆の内訳よりして、里数を示すものといつてよいであろう、と述べている。
- (38) 池邊彌 前掲(35) 六八二頁
- (39) 富岡正忠 前掲(7) 十二頁。富田永世 『上野名跡志』(明治三四四年復刊)もこの説をひく。
- (40) 群馬県議会図書室蔵
- (41) 樋口千代松・今村勝一編 『上野志料集成口式』 所収 大正六 三六一頁
- (42) 吉田東伍 前掲(9) 三三二頁
- (43) 尾崎喜左雄 『前橋市史I』 昭和四六 五八七頁
- (44) 近藤義雄 上野国府 『元総社村誌』 所収 昭和三〇
- (45) (イ)前橋市教育委員会 『昭和四二年度上野国府調査概報』(執筆者は 尾崎喜左雄、松島栄治) 昭和四一
(ロ)尾崎喜左雄 前掲(43) 五九一―五九九頁
- (46) 丸茂武重 (村の考古学) 歴史時代 『郷土研究講座第二卷』 所収 昭和三二
- (47) 三友国五郎 前掲(36)
- (48) 萩岡良弼 前掲(8) 十八頁
- (49) 井上通泰 前掲(11) 一六六頁
- (50) 近藤義雄 前掲(44)
- (51) (イ)尾崎喜左雄 前掲(1) 昭和四五
(ロ)尾崎喜左雄 『横穴式古墳の研究』 昭和四一
- (ハ)尾崎喜左雄 前掲(43) 二七〇―二七八、三三〇―三三三頁

- (52) 甘粕健・久保哲三 前掲(2)
- (53) 梅沢重昭 古墳の終末 『古代の日本』7 所収 昭和四五
- (54) 尾崎喜左雄 前掲(43) 四九—二四九五、六〇六—六二五頁
- (55) 尾崎喜左雄 前掲(43) 五九〇頁
- 尾崎喜左雄 前掲(51)(ロ) 五七六—六三〇頁。また氏は前掲(51)(イ)では、この地の豪族は阿利真公と推定され、彼らは大化改新後もひきつづき居住し、この地に近い国府の設置を援助したものである、と述べている。
- (56) 尾崎喜左雄 前掲(1) 昭和四五
- (57) 『日本後紀』 弘仁二年庚寅 「上野国元上国 今改為大國」
- (58) 尾崎喜左雄 前掲(43) 六五〇—六五三頁
- (59) 尾崎喜左雄 前掲(43) 一〇七—一〇二〇頁
- 大類伸監修 『日本城郭全集』3 昭和四二によればこれは群馬県最古の城である。
- (60) 藤岡謙二郎 『国府』 昭和四四
- (61) 前橋市教育委員会 前掲(45)(イ)
- (62) 前橋市教育委員会 前掲(45)(イ) 十一頁
- (63) この火災は、発掘結果からみて、『吾妻鏡(吉川本)』にみえる治承四年九月の事件と関係する可能性がないだろうか(卅日、……引籠上野国寺尾城聚軍兵、又足利太郎俊綱為平家方人、燒弘同国府中民居、是屬源家輩令居住故也、)。
- (64) 今後は考古学的発掘と共に、平将門が上野国に入り印籠を奪ったという、『扶桑略記』天慶二年(九三九)の「……将門遷上野国国司藤原尚範被奪印籠追却国司其後領府入斥固四門陣且行諸国除目賊主将門恣行」の記事や、『上野国交替実録帳』にみえる国府に関する記事をめぐっても研究されねばならない。なお近藤説の個々の論拠と筆者の推定国府城との関係については記さなかったが、それらは余り問題にならないことは検討していただければ明らかである。
- (65) 甘粕健・久保哲三 前掲(2)
- (66) (イ)尾崎喜左雄 赤城神社の研究。上野国上代神社についての一考察 『上野国の信仰と文化』 所収 昭和四五
(ロ)尾崎喜左雄 前掲(43) 六五三—六七六頁

- (67) 荒山や稻舎山・伊香保神社が、国府の立地に際し何らかの関係を有していたであろうことは尾崎が既に指摘している。前掲(43) 五四五、五八九―五九一頁。前掲(66)(イ) 一―三九三頁
- (68) (イ)太田静六 上野国分寺趾 『群馬県史蹟名勝天然記念物調査報告』 第一輯 大正八
(ロ)齋藤忠 『日本古代遺跡の研究 総説』 昭和四三 二三八頁。なお国分尼寺は国分寺の東約四町の桑畑中であつたと考えられている。
- (69) 拙稿 前掲(13)
- (70) 拙稿 前掲(13)
- (71) 富岡正忠 前掲(7) 十三頁
- (72) 井上通泰 前掲(11) 一六八―一六九頁
- (73) 吉田東伍 前掲(9) 三三二―三三三頁
- (74) 大槻如電 前掲(10) 五九頁
- (75) 近藤義雄 前掲(44)
- (76) 悟岡良弼 前掲(8) 二〇頁
富岡正忠 前掲(7) 十一頁
- (77) 藤岡謙二郎 前掲(60)
藤岡謙二郎 前掲(14)
- 米倉二郎 『東亜の集落』 昭和三八 以上の三著によって、和泉・安房・但馬・播磨・備前・備後・淡路・周防・豊前・越前の国府及びその周辺で市地名が存在することが知られる。
- (78) 推定国府域内にも字朱鳥分、朱鳥明神裏がある。また『日本書紀』の養老元五月朔には「上野国献赤鳥」とみえる。
- (79) 尾崎喜左雄 前掲(1) 昭和三十は観音塚古墳の石室が大和の石舞台のものに酷似していることを指摘し、これが石上部君のものであろうと推定した。また横塚四郎 総社町の古墳 上毛史学5 昭和二九 は観音塚古墳の出土品に仏教文化の影響のみられることを指摘した。
- (80) 白石良二 板鼻宿(相葉伸編『中山道』 所収 昭和四五)

- (81) 足利健亮 前掲(16)(イ)
- (82) 三友国五郎 前掲(36)
- (83) あるいはもっと後世に、国府の地が地域中心としての役割を失っていった過程でここを通過しないルートに改められたのかもしれない。
- (84) この場合にも実政は通らない。小相木と実政の位置関係から、小相木―実政―天川の道筋は考え難い。
- (85) 赤城山の尖峰で国府等の立地に関係したと思われる荒山の真南に位置する。式内社の赤城神社は内務省の『特選神名牒』大正十四をはじめ従来一般に三夜沢赤城神社がそれにあたりとされてきたが、尾崎はむしろ二宮赤城神社がそれであろうとした(尾崎 前掲(66)(イ)。筆者もこれに従う。
- (86) 甘粕健・久保哲三 前掲(2)
- (87) 赤城火山裾野の末端を通過する部分では、付近は桑畑に利用されているのに、水田や水路になった窪地が道の北に続いている。また『上野国輿地全図』(京都大学所蔵)には、前橋―上長磯―上大島―小島田―今井―荒屋―二ノ宮―新井―飯土井―今井―五月牛(五目牛か。筆者注)―波止江―宮下―太田―伊勢崎と続く道が記されているが、その大部分は東山道のルートと考えられる。
- (88) 相川竜雄 上植木磨寺考 考古学雑誌 二六―五 昭和十一
梅沢重昭 前掲(53)
- (89) 尾崎喜左雄 前掲(5)
- (90) 角川源義 あづまの国 『古代の日本』7 昭和四五 は粕川と共に利根川の一支流である神流川・鐮川・井野川が古墳時代、河川交通に利用されていたことを推測している。
- (91) 大槻如電 前掲(10) 五九頁
- (92) 吉田東伍 前掲(9) 三三六〇頁
- (93) 井上通泰 前掲(11) 一六九頁
- (94) 尾崎喜左雄 前掲(5)
- (95) 内務省地理局 『地名索引』 明治十八(昭和四二補訂復刻)、同上『地方行政区画便覧』 明治二十(昭和四二 補訂復

刻)、および地形図による。

- (96) 足利健亮 律令時代における郡家の歴史地理学的研究——遺跡の探究と復原の試み——『歴史地理学紀要』五 所収 昭和三八

千田稔 古代大和国の郡家と交通路 『織田先生退官記念 人文地理学論叢』 所収 昭和四六

- (97) 中林 保 駅家を中心とした古代山陰道の歴史地理学的考察——特に、但馬、因幡、伯耆の三国について——人文地理 二三一—一 昭和四六

- (98) 藤岡謙二郎 前掲(60)